

●新たな事業展開等を行う中小企業者の皆様へ●

島田市ビジネスニーズ参入支援事業補助金

ウィズコロナ・ポストコロナ時代のビジネスニーズに対応し、新たな事業展開等に果敢に取り組む中小企業者の皆様に支援します！

対象事業

新たな事業展開等（新たな事業展開、業態の転換、デジタルシフト）を行う事業であって、売上の拡大又は生産性の向上が見込まれるもの

※具体的な事業例はチラシ裏面をご確認ください。

対象者

市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（事業協同組合を含む）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- ①市内で現に6月以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること
- ②風営法に規定する営業を行っていないこと
- ③市税の滞納がないこと

対象経費

謝礼等、委託費、改修費、交通費、機械導入費等、機械借上料等、広告宣伝費、原材料費、知的財産権取得費、消耗品費等

補助額

☑補助率

補助対象経費の額の**2分の1**以内の額
(重点分野事業※に該当する場合は**3分の2**以内)

※何が重点分野事業に指定されているかは市のHPをご確認ください。

☑補助上限額

50万円

用語の定義

▶ビジネスニーズ

経済社会情勢等の変化の中で顕在化したニーズ

▶新たな事業展開等

ビジネスニーズに対応するために行う新たな事業展開、業態の転換、デジタルシフト（業務、サービス等にデジタル技術を取り入れること）

【申請・問い合わせ先】 島田市役所産業観光部商工課商工政策係

TEL : 0547-36-7146 FAX : 0547-37-8200 (平日8:30~17:15)

【島田市公式HP 補助金URL】 <https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/292695504.html>

補助金の対象となる事業の具体例

※下記に記載の事業以外でも、補助金の趣旨に合致していれば対象となりますので、お気軽に商工課へお問い合わせください。

飲食業

- ・デリバリーやテイクアウト販売を開始

製造業

- ・自動車部品製造業がテイクアウト用容器の生産を開始

小売業

- ・売場スペースを縮小し、コワーキングスペースとして提供

塾・講師業

- ・対面授業をオンライン授業へ切り替えて実施

運輸業

- ・タクシー業者が配達代行サービスを開始

建設業

- ・自社所有の土地を活用しキャンプ場を整備

デジタルシフト

- ・WEB専用の注文/予約サービスを開始

デジタルシフト

- ・ICT/AI/VR等を活用した新商品や新サービスを開発

デジタルシフト

- ・WEB上の販路拡大（ネット通販/WEB商談等）を目的としたHPの作成や改修

補助金の対象とならない例

- ▶単なる機械の購入や修理
- ▶キャッシュレス決済システムの導入
- ▶テレワークのためのPCの購入 等

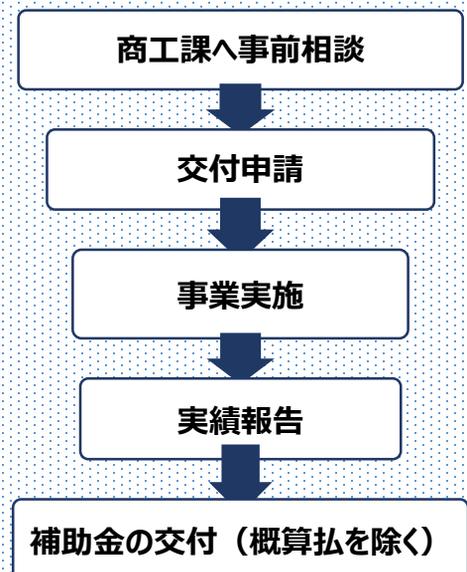
国の事業再構築補助金について

大規模な事業再構築をお考えの場合は、経済産業省の事業再構築補助金もご検討ください。

- ▶事業再構築補助金 URL

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

申請の流れ



※申請書類については市のHPをご確認ください。